

川口市監査告示第 13 号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求書の監査結果について、同条第5項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

川口市監査委員 小川 春海
同 金井 洋

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の提出日

令和3年2月25日

3 請求の内容

第1 請求の要旨

1 請求人

請求人は、川口市に住民票がある市民である。

2 本件監査請求概要

2020年10月26日、川口市青木町公園総合運動野球場で「川口市議会議員と川口市部長の交流野球試合」が開催され、川口市議会議員と川口市部長が参加した。

川口市議会事務局所属の職員は、職務時間中は職務専念義務（地方公務員法35条）を負っているにも関わらず、議員個人の娯楽又は議員と川口市部長の親睦ないしレクリエーションの域を出るものではない野球のための事務をおこなった。

本件監査請求は、議会事務局所属の職員が勤務時間中に上記事務をおこなったことを問題提起し、それにより市が被った損害を填補するために必要な措置および今後同様な行為の再発防止のための是正措置を講じることを求めるものである。

3 議員野球は公務ではないこと

かつて全国規模でおこなわれていた「全国都道府県議会議員野球大会」については、1999年から2001年に各地の裁判所で、議員野球の公務性を否定する判決が出されている(99.11.26 徳島地裁判決、00.4.26 東京高裁判決、00.4.28 秋田地裁判決、00.9.05 福島地裁判決、00.9.28 高松高裁判決、00.10.26 福岡高裁判決、00.10.31 山形地裁判決、00.11.27 札幌地裁判決、なお01.3.29 大阪地裁

和解)。

これらの判決により、議員野球の公務性は否定され、議員・随行職員に対する旅行命令は違法であるとの判例が確立した。そのため、当時おこなわれていた「全国都道府県議会議員野球大会」は中止されるに至っている。

上記各判例のうち、代表的な高松高裁判決は次のように判示している。

『 地方議会は、普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために広範な権能を有しているものと解されるから、地方議会が普通地方公共団体の施策を適切に実現するため、他の普通地方公共団体の実情を把握し、意見交換をし、又は相互交流等を目的として、議員を他の地方公共団体に派遣することも、議会の権能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には許されることはいうまでもない。右の場合における議員の旅行は、費用支出の根拠となる議員の「職務」のための旅行に当たり、これに要する費用の弁償を受けることができるものと解される。また、右のとおり議員が「職務」のため旅行するに際し、その間の事務を取り扱うために地方議会事務局職員が同議員に随行することも「職務」ないし「公務」であって、同事務局職員に対して旅費を支出する正当な根拠となり得ることが明らかである。そして、右の議員派遣決定に合理的な必要性があるか否かの判断は、当該地方議会の合理的な裁量に委ねられているものであるが、派遣の目的、態様等に照らして右派遣決定等に必要性がある旨の地方議会の判断が著しく妥当性を欠くと認められるときは、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして違法と解すべきである。そして、右裁量権の逸脱又は濫用があるか否かは、本件野球大会の意義、徳島県議会議員が本件野球大会へ参加することの目的、参加と目的達成との関連性、本件野球大会の実態、参加による具体的な効果などを総合的に勘案し、本件野球大会への参加が、地方議会の機能を適切に果たすための権限の行使と合理的に関連するかどうかにより判断されるべきである。また、議会事務局職員の随行決定も、その必要性の有無の判断は旅行命令権者の合理的な裁量に委ねられているというべきであるが、議員を派遣すべき旨の地方議会の判断が正当であることを前提とするものであって、同判断が著しく妥当性を欠き裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、特段の事情のない限り違法になると解すべきである。全国野球大会の内容は、結局のところ、各都道府県議会議員が自ら選手となってトーナメント方式による対抗試合を行い、優勝を競い合うものにほかならない。議員が選手となって野球の対抗試合を行うこと自体は、

その性質上、原則として、当該議員個人の娯楽又は議員相互間の親睦ないしレクレーションの域を出るものではないというべきであって、それ自体としては、地方議会議員の職務ないし公務とは関わりを持たないことが明らかである。』

この上告審である最高裁判所第二小法廷判決（03.1.17）も、高松高裁判決の判断を支持している。

4 本件監査請求に理由があること

かつておこなわれた全国野球大会は、開催概要の開催目的に「スポーツを通じた都道府県議会議員相互の交流深化、歴史や文化を体験することによる地方自治の発展、及び、魅力ある県土づくりの創造に寄与することを目的とする。」とうたっているが、簡単にいえば、開催目的はレクレーションを通じた親睦にある。また、大会開催方法に「公費を一切支出しない」と記しており、公的性格を帯びないものであることが明示されている。

関東6県野球大会は、開催概要の趣旨として「関東6県議会の議員が軟式野球を通じて、議員相互の親睦やスポーツ精神の高揚を図り、合わせて共通目的である地方自治の発展に寄与するものとする。」とうたっている。しかし、野球をすることと地方自治の発展との因果関係は認めがたく、議会運営上も関りを持たないのは明らかである。開催目的はやはりレクレーションを通じた親睦にあると言ってよい。

したがって、いずれの野球も高松高裁等の判決のいうように、議員個人の娯楽又は議員と川口市部長相互間の親睦ないしレクレーションの域を出るものではなく、地方議会議員の職務ないし公務とはかかわりを持たないことは明白である。

本件請求は川口市のみの規模ではあるが、議員野球そのものが議員の職務ないし公務と関係がないものである以上、それに関する事務が「地方公共団体がなすべき責を有する職務（地方公務員法35条）」といえないことはいうまでもない。

よって、川口市議会事務局所属の職員が、職務時間中に交流野球試合に関連する事務を行ったことは、職務専念義務違反である。

川口市議会事務局所属の職員の賃金が税金でまかなわれていることからして、川口市議会事務局所属の職員が上記事務をおこなうことに要した時間に相当する賃金分と公用車の使用は、市に対して違法不当に損害を与えたことになる。また、上記事務のために要した備品代（コピー用紙代・紙代）についても、市に対し

て違法不当に損害を与えたことになる。

請求人が上記損害に関して情報公開請求をした結果では、交流野球試合に職員が随行していた時間が判明。また公用車の走行距離も確認ができている。なお賃金相当額については不明であり、備品代（コピートナー代・用紙代）については普段の業務と区別し、割り出していないとのことである。

以上のことから、市長は、市が被った上記損害を填補するために必要な措置を講じるとともに、今後同様な違法行為が行われないような是正措置を講じる責任が生じている。

第2 求める是正等措置

監査委員は、市長に対し、下記の措置を講ずるよう勧告することを求める。

記

川口市議会事務局所属の職員が職務時間中に交流野球試合に関する事務をおこなったことにより市が被った損害を填補するために必要な措置および今後同様な違法行為の再発を防止するための是正措置

以上のとおり、請求人は、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。

以上

事実証明書

- ① 川口市議会事務局所属の職員が、交流野球試合に随行していた時間
- ② 公用車の使用許可依頼書
- ③ 公用車の走行距離
- ④ 交流野球試合開催概要

(以上、原文を掲載)

4 監査委員の除斥

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）の監査において、前原博孝

監査委員及び江袋正敬監査委員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥した。

5 請求の要件審査

本件請求について、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和 3 年 2 月 25 日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を「川口市議会議員と川口市部長の交流野球試合」に関連する事務（以下「本件事務」という。）に要した時間に相当する賃金の支出及び本件事務に使用した公用車及び備品の管理に関する事項とした。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とした。なお、議会事務局は、議会総務課及び議事課で組織されている。

3 監査の実施

議会事務局職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、令和 3 年 3 月 5 日に請求人に陳述の意向を確認したところ、陳述の機会は求めない旨、請求人から口頭で回答があった。また、新たな証拠の提出はなかった。

5 関係人に対する調査

関係人である議会事務局職員に対し、必要に応じ事実関係の確認のための調査を行った。

第 3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述

べる。

1 事実関係の確認

議会事務局職員からの陳述及び聞き取り等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 川口市議会議員と川口市市長の交流野球試合（以下「交流野球試合」という。）の概要

交流野球試合は、川口市議会議員野球倶楽部（以下「野球倶楽部」という。）の主催により、川口市議会議員の有志（全議員を対象に入部希望を募っている。）で結成された野球倶楽部と、川口市市長職等で毎年1回行われているものであり、スポーツ活動を通じた健康増進や交流を深めることにより、円滑な市政運営、ひいては市政の発展に寄与することを目的に実施している。

令和2年度については、10月26日月曜日に青木町公園総合運動場野球場において試合を行い、川口市議会議員42人中25人、川口市市長職が32人、計57人が参加をしている。

なお、議会総務課及び議事課の職員のうち計13人が本件事務に従事しており、本件開催日は、試合前の荷物運搬、ロッカールームの準備、新型コロナウイルス感染症対策の対応、試合中の運営補助、試合後の片付け、荷物運搬等に従事したほか、交流野球試合開催日以外にも資料作成、事前準備等本件事務に従事している。

(2) 本件事務に要した経費

人件費	議会総務課職員	7人	32.0時間	80,733円
	議事課職員	6人	25.5時間	56,576円
ガソリン代				557円
資料作成	用紙代			144円
合計金額				138,010円

なお、交流野球試合開催日以外の日には本件事務に要した時間については、条例等で時間ごとに実施した業務を記録することは義務付けられていないこと及び他の業務と同時進行していたため正確に把握することは困難なことから、同時間に基づく正確な給与額の算出は困難であると判断し、上記金

額に含めていない。

また、資料作成に係るプリンター使用に伴うトナー代についても、使用したトナーの総印刷枚数が確認できないため、正確な金額の算出は困難であると判断し、上記金額に含めていない。

(3) 交流野球試合に議会事務局職員が関わることの根拠と支援決定の経緯

ア 根拠

議会事務局職員の交流野球試合に関連する事務は、川口市議会事務局組織規程（昭和42年議会規程第1号。以下「規程」という。）第6条議会総務課第6号に規定する「議員の福利厚生及び親善事業に関すること。」に該当するものであり、議員の福利厚生の必要性を勘案して設けられた上記規程に基づき職務のひとつとして行っているものである。

イ 支援決定の経緯

令和2年度の交流野球試合の支援の決定の経緯は、次のとおりである。

- (ア) 令和2年3月25日水曜日に、川口市議会議長の事務引継ぎが行われ、議員の健康保持を目的として野球倶楽部が創部されたこと、その活動の1つとして毎年交流野球試合が実施され、毎年議会事務局職員が支援していること及び令和2年度も支援することが引き継がれた。
- (イ) 同年6月11日木曜日に、野球倶楽部の総会が行われ、同年10月26日月曜日に交流野球試合を実施することが全会一致で承認され、その旨を議長が了承し、令和2年度も例年どおり支援することを決定した。
- (ウ) 同年9月17日木曜日に、議長に同年9月21日月曜日から11月1日日曜日までの動静を確認したところ、日程の変更等特段の指示がなかったことから、議会事務局職員は交流野球試合を予定通り支援することが最終的に確定されたものと判断し、その準備を進めることとした。
- (エ) 以上のことから、交流野球試合の支援は、議長が議員の福利厚生の充実について考慮し、法第104条を根拠とする議会の事務に対する統理権に基づき決定したものと判断した。

2 判断

(1) 交流野球試合の支援により執行された財務会計上の行為

住民監査請求は、財務会計上の行為の違法不当を監査するものであるが、交流野球試合の支援により、以下の財務会計上の行為が行われた。なお、議長の交流野球試合の支援の決定は、議長の事務統理権に基づくものであるので、財務会計上の行為には該当しない（最高裁昭和 55 年（行ツ）第 157 号昭和 62 年 4 月 10 日、最高裁昭和 58 年（行ツ）第 149 号昭和 63 年 3 月 10 日）。

ア 議会事務局職員の給与及び時間外勤務手当の支出

規程第 6 条議会総務課第 3 号の規定により、「職員の人事、給与及び研修に関すること。」を所掌事務とする議会総務課長が、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和 51 年庁達第 4 号。以下「補助執行規程」という。）第 2 条及び第 4 条並びに川口市事務決裁規程（昭和 51 年庁達第 2 号。以下「事務決裁規程」という。）第 4 条及び別表第 3 個別専決事項の表の職員課専決事項の 1 2 の規定に基づき、給与については令和 2 年 10 月 9 日に、また時間外勤務手当については同年 11 月 13 日に、議会事務局職員全 21 人分の支出負担行為兼支出命令を行った。

イ 議会事務局所管の自動車 2 台の管理

本件事務に使用した議会事務局所管の自動車 2 台については、賃貸借契約に基づき取得した使用収益権を議会総務課長が管理しており、また、管理に係る経費（ガソリン代）についても、議会総務課長が補助執行規程第 2 条及び第 4 条並びに事務決裁規程第 4 条及び別表第 2 市長決裁事項及び共通専決事項の 3 財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第 2 項支出負担行為第 6 号需用費の規定に基づき、令和 2 年 10 月 19 日及び同年 11 月 18 日に交流野球試合当日に使用した分を含め燃料費の支出負担行為兼支出命令を行った。

ウ 管財課所管の自動車 1 台の管理

本件事務に使用した管財課所管の自動車 1 台についても、賃貸借契約に基づき取得した使用収益権を管財課長が管理しており、管理に係る経費（ガソリン代）についても、管財課長が事務決裁規程第 4 条及び別表第 2

市長決裁事項及び共通専決事項の３財務事項（１）予算の執行を伴うものの表第２項支出負担行為第６号需用費の規定に基づき、令和２年１１月１２日に、交流野球試合当日に使用した分を含め燃料費の支出負担行為兼支出命令を行った。

エ 資料作成に要した用紙の管理

規程第６条議会総務課第７号の規定により、「物品の出納及び保管に關すること。」を所掌事務とする議会総務課長が、川口市財産規則（昭和３９年規則第９号）第３０条及び第３１条の規定に基づき、その管理を行っている。なお、本市で使用する用紙については、契約課で一括して購入の手続きを行っているため、本件事務に係る資料作成に用いられた用紙の支出負担行為兼支出命令がいつ行われたかは確認できない。

(2) 議長の交流野球試合の支援決定の合理性

交流野球試合の支援は、議長が有する議会事務の統理権に基づき決定したものであるところ、予算執行権を有する川口市長及びその補助職員は、議会を指揮監督し、議会の自律的行為を是正する権限を有していないから、交流野球試合の支援の決定は、これが著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵でない限り、議会の決定を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である（最高裁平成１２年（行ツ）第３６９号平成１５年１月１７日）。

これを本件請求についてみると、交流野球試合はスポーツ大会の一種であり、議員が参加することは、議員の健康増進を図ることに繋がる行為であり、規程第６条議会総務課第６号に規定する「議員の福利厚生及び親善事業に關すること。」に該当するといえる。

議員の福利厚生については、法律で明確に規定されていないのが現状であるが、一般の労働者又は一般職の地方公務員については、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第７０条又は地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第４２条において福利厚生事業の使用の実施義務が規定されている。

これらの規定が設けられている趣旨及び市議会議員が市民に身近な存在であり、議会開会中以外も市民の要望を取り上げる活動等があり、常勤に近

い活動状態であることを勘案すると、議長が議員の職責を果たすために、その健康増進のため、交流野球試合等を福利厚生事業の一環として支援することは請求人が主張するような「議員個人の娯楽又は議員と川口市部長の親睦ないしレクリエーションの域を出るものではない野球のための事務」の実施を命じたに過ぎないということとはできない。

なお、全国都道府県議会議長会の委嘱を受け都道府県議会制度研究会が提言した「地方分権と都道府県議会について」（平成10年1月22日）においても、「常勤に近い議員の活動状態から、福利厚生の実、その一環として健康増進事業等を行う必要がある。」とされている。

また、本件事務の内容を確認したところ、野球場の使用許可手続、参加案内通知の作成、出欠の確認及び参加者名簿作成、消耗品の購入、試合前の荷物運搬、ロッカールームの準備、新型コロナウイルス感染症対策の対応、試合後の片付け及び荷物運搬等で、交流野球試合を円滑に実施するための事務の範囲に留まるものであり、限定的な事務であり、何ら不当なところはないものと判断した。

以上のことから、議長が行った交流野球試合の支援の決定には、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえないことから、上記(1)アからエの支出負担行為兼支出命令が、財務会計法規上の義務に違反してされたものであるということとはできないと判断した。

(3) 財務会計上の行為そのものの違法等

交流野球試合の支援の決定に瑕疵がない場合でも、決定に伴い執行された財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責をまぬがれることはできないが、上記(1)アからエについて確認したところ、いずれも決裁権者により適法に処理されており、歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規上の義務に違反する事実は認められなかった。

なお、議長の交流野球試合の支援の決定は、議長の事務統理権又は議会議事務局職員に対する指揮監督権に基づくものであり、財務会計上の行為ではないから、議長が本件事務に係る賠償責任を負うことはない（最高裁昭和55年（行ツ）第157号昭和62年4月10日、最高裁昭和58年（行ツ）第

149 号昭和 63 年 3 月 10 日)。

(4) まとめ

よって、本件事務は、議長の事務統理権に基づく交流野球試合の支援の決定に基づくものであり、当該決定が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえないことから、地方公務員法第 35 条に定める職務専念義務に違反するとして川口市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 17 号）第 11 条に規定する給与の減額及び時間外勤務手当の返還請求を行う必要はないと判断した。

また、本件事務は、議長の事務統理権に基づく交流野球試合の支援の決定に従って行われたものであり、当該決定が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえないことから、本件事務の実施に伴い使用した自動車、プリンター及び用紙に係る経費が市に対して違法不当に損害を与えたことにはならないと判断した。

3 意見

監査の結果については、以上のとおりである。この結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

健康診断等に代表される議員の福利厚生事業を議会事務局が支援することについては、社会通念上も理解が得られるものと思料する。

しかしながら、議員が自ら行う福利厚生事業に対する支援については、当該福利厚生事業の実施に関し議員自らが処理すべき事項を十分に把握した上で、議会事務局の支援の在り方、範囲等を検討し、規程等を作成するなどして、市民から疑問を呈されることがないように努められたい。